

事業活動総合保険

ビジネス マスター・プラス



BUSINESS
物流業プラン



ビジネス BUSINESS マスター・プラス

物流業プラン



運送業を取り巻くリスクをまとめて安心



物流業者^(注1)をとりまく 3つのリスクをまとめて補償!

荷主や第三者に対する賠償責任の補償、役職員の業務中のケガなどに対する補償、貴社が営業を休止したことによる休業損失に対する補償を1つの保険でまとめて補償します。

(注1) この保険の対象となる物流業者についてはP.11をご覧ください。



貨物に関する賠償責任に 対する充実の補償内容!

- 運送中、仮置き中、保管中にかかわらず貴社の管理下にある貨物^(注2)が補償対象となります。
- 貨物に事故が発生した場合に支出を余儀なくされる廃棄費用などの諸費用も補償します。
- 輸送用具が交通事故にあったため、遅配となった結果生じる配達先の休業損失なども補償します。

(注2) 补償対象とならない貨物の種類があります。

(P.4「保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲」をご覧ください。)



充実した補償



事務手続きが簡単!

保険料は売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)のみで算出しますので、従業員数や貴社の営業利益などをご申告いただく必要はありません。また、保険期間中にトラックや従業員などの入替やその数の増減が発生した場合の手続きも不要です。



自動車保険フリート契約の 優良契約者は割引の適用が可能!

貴社が自動車保険のフリート契約者である場合、フリート契約の優良割引率に応じた割引の適用が可能です。(詳しくはP.11をご覧ください。)



使用者賠償責任や雇用にまつわる トラブルに備えた補償も用意!

オプションにより、使用者賠償責任の補償やパワーハラスメントなどの雇用にまつわるトラブルに起因して貴社などが負担する損害賠償責任に対する補償もご用意しています。



うつ病による自殺や過労死等の 新型労災に備えた補償も用意!

オプションにより、業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、補償の対象となります。ただし、政府労災の認定が必要です。(傷害ユニット)



労災リスクに備えた無料サービスが ご利用可能!

貴社の役職員の皆さまの心と身体の健康にかかる相談やストレスチェックサポートサービスを無料で受けることができます。(詳しくはP.13、14をご覧ください。)



補償。

貴社の抱えるリスクにあわせて、
必要な補償を組み合わせてお選びください。



万一の賠償事故に備えて

賠償ユニット

役職員の労災事故に備えて

傷害ユニット

事故による休業損失に備えて

休業ユニット



補償の対象とするユニットをお選びください。

次の3つの選択パターンからお選びください。

※「賠償ユニット」は必ずお選びいただきます。

選択パターン1



賠償
ユニット + 傷害
ユニット + 休業
ユニット

選択パターン2



賠償
ユニット + 傷害
ユニット

選択パターン3



賠償
ユニット + 休業
ユニット

各ユニットの補償内容は
右記のページをご覧ください。

賠償ユニット P.3

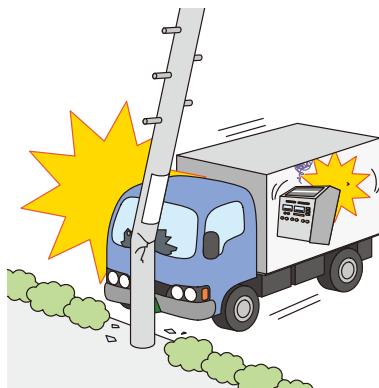
傷害ユニット P.7

休業ユニット P.9



貨物に関する賠償責任(受託貨物危険)

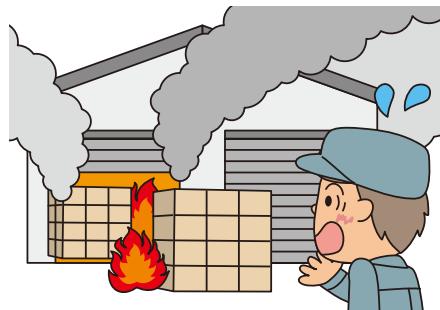
火災、盗難や輸送用具の衝突事故などの列挙危険の事故(次ページをご覧ください。)によって、貴社が受託した貨物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



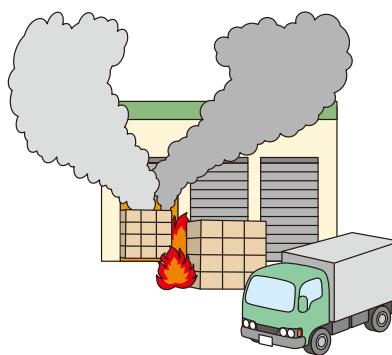
トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。



配送作業中にトラックから離れているすきに積載していた貨物を盗まれた。
(警察への届出がある場合にかぎります。)



火災により自社倉庫にて保管中の貨物を焼失させた。



自社倉庫で火災が発生した結果、保管中の貨物は焼失しなかったものの、倉庫入口が崩壊したことにより貨物が遅配^(注1)となったため、納入先が休業を余儀なくされたとして、納入先から損害賠償請求を受けた。

(注1)次の①または②のいずれかの場合に、所定の期間^(注2)を経過するまでに、荷受人などに貨物の引渡しができなかった場合、または不在通知票による通知ができない場合をいいます。ただし、貴社が荷送人から貨物輸送を直接引き受けた場合にかぎります。

①貨物の輸送用具に列挙危険事故が発生した場合

②貴社が占有する建物、構築物の所在する敷地内において火災、落雷、破裂・爆発、風災、電災、雪災が発生した場合

(注2)貨物受取日の翌日から起算して次の①から④までに掲げる日数を合算した期間となります。

①集荷期間:1日(集荷を行う場合)

②発送期間:1日

③輸送期間:運送距離170kmごとに1日(端日数は切上げ)

④配達期間:1日(配達を行う場合)

⊕ オプションの補償

受託貨物危険オールリスク補償特約

列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって貴社が受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、貨物の種類によっては、補償の対象となる事故や保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。



- 荷物積込作業中に誤ってフォークリフトのフォーク部分で荷物をこわした。
- 配送作業中、貨物を落としてこわした。

■列挙危険とオールリスクの補償範囲(主なもの)

事故の種類	列挙危険	オールリスク
火災・落雷	○	○
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	○	○
破裂・爆発	○	○
風災・雹災・雪災・水災(除く洪水)	○	○
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気・水の漏出・溢出	○	○
スプリンクラーからの内容物の漏出・溢出	○	○
盗難(警察への届出が必要です。)	○	○
破損・曲り損・凹み損・汚損	×	○
汚損・擦損	×	○
紛失・不着	×	○
混入・汚染	×	○
虫食い・ねずみ食い	×	×
自然の消耗・固有の欠陥・性質	×	×
荷造りの不完全	×	×

○:補償の対象、×:補償対象外

■保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲

貨物の種類	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットしない場合	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットする場合
青果物・生鮮食料品・植物	列挙危険	列挙危険
冷凍・冷蔵貨物 保温・保冷貨物	列挙危険 温度変化損害補償対象外 ^(注1)	オールリスク 温度変化損害補償対象外 ^(注1)
中古貨物	列挙危険 偶然かつ外來の事由によらない擦り傷、搔き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外來の事由によらない擦り傷、搔き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
引越荷物・個人の家財	列挙危険 偶然かつ外來の事由によらない擦り傷、搔き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外來の事由によらない擦り傷、搔き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
バラ積貨物・タンク入液状貨物	列挙危険 容積・重量減補償対象外	オールリスク 容積・重量減補償対象外
コンテナ自体	受託物危険で対象	受託物危険で対象
自動車・バイク・原付	×	×
家畜・生動物・生魚	×	×
貨紙幣類	×	×
美術品・骨董品・宝石・貴金属類	×	×

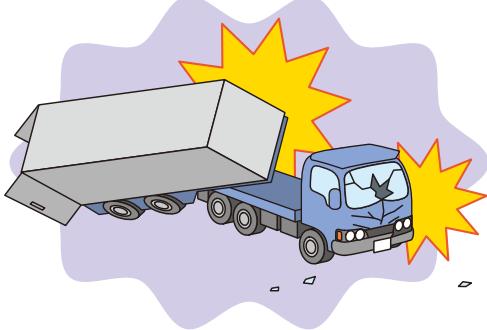
×:補償対象外

(注1) 温度変化損害は補償の対象外です。ただし、冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)に列挙危険事故によって、損傷等が生じた結果、温度変化が発生した場合には補償の対象となります。

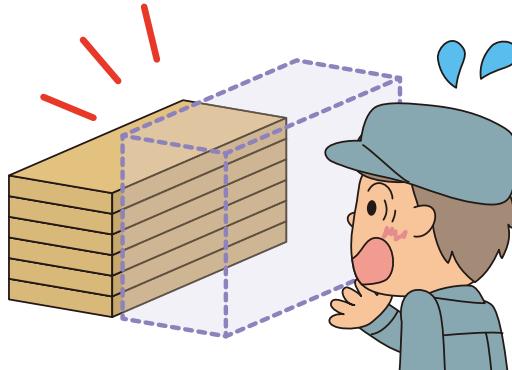


借用財物に関する賠償責任(受託物危険)

パレットなどのリース・レンタル品やコンテナ、被牽引車両などの借用財物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、借用財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



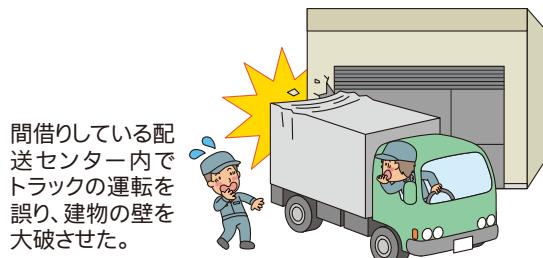
借用したトレーラーを牽引走行中、衝突事故を起こし、トレーラーが大破した。



レンタル品であるパレットが夜間盗まれた。

借用不動産に関する賠償責任(受託不動産危険)

業務用に貸借している不動産をこわしたことについて、不動産の貸主または所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



間借りしている配達センター内でトラックの運転を誤り、建物の壁を大破させた。

第三者に関する賠償責任(施設・業務遂行危険、製造物・完成作業危険)

次の①から④までが原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①貴社が所有、使用または管理する施設	②貴社の業務の遂行
③貴社が製造、販売、供給した製品・商品など	④貴社が引き渡した作業の結果



荷物搬入中、台車を入口の自動ドアにぶつてしまい、ドアのガラスをこわした。



搬入先にて一時的に借用したフォークリフトで走行中^(注1)に搬入先の従業員をはねて、大ケガをさせた。



荷物搬入先で荷物の置き方の不備により荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケガをさせた。

(注1)自動車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象外となります。ただし、自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

▼ 次の保険金をお支払いします。

①損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注2)を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額^(注3)を限度にお支払いします。



②費用

■ 損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



■ 権利保全費用

貴社が第三者に對して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

■ 争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など



■ 協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



■ 初期対応費用^(注4)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



■ 争訟対応費用^(注4)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



■ 見舞費用^(注5)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



■ 受託貨物事故付帯費用^(注6)(受託貨物危険のみ)



●廃棄費用

受託貨物の廃棄のために支出した費用

●検査費用

受託貨物の検査のために支出した費用

●継搬費用

受託貨物を最終仕向地へ輸送するために支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷物卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用

●緊急輸送費用

受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち必要または有益な費用

(注2)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。ただし、受託貨物に関しては5万円または10万円のいずれかからお選びいただけます。

(注3)受託貨物に関しては、1事故につき受託貨物危険の保険金額または時価額のいずれか低い額が限度となります。詳しくはP.15をご覧ください。

(注4)保険期間を通じて、これらの費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注5)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故1,000万円を限度にお支払いします。

(注6)1事故につき、100万円を限度にお支払いします。

⊕ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

労災事故による使用者賠償責任を補償!

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も、補償します。



従業員がトラックで貨物を運搬中に交通事故にあいケガをしたため、政府労災から給付がなされたものの、補償額を不服として、従業員から損害賠償請求を受けた。

◆詳しくはP.23をご覧ください。



業務中の労働災害の補償

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。(政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。)

※詳しくはP.19,20をご覧ください。

死亡補償保険金



後遺障害補償保険金



入院補償保険金



手術補償保険金



通院補償保険金



臨時費用保険金



業務中の災害で亡くなられた際に支給した葬儀費用



病気で亡くなられた際のお香典など
(10万円限度)

業務外のケガも補償の対象と
することができます!



プライベートで旅行中に転倒してケガをした。

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名や人数を通知していただく必要はありません。)※詳しくはP.19,20をご覧ください。

	業務中 ^(注1)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員(臨時雇を含みます。)	○	△
貴社の下請負人 ^(注2) およびその構成員	○ ^(注3)	×
追加補償対象者 ^(注2)	○ ^(注4)	×

○:補償の対象となります。 ○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

×:補償の対象とできません。

(注1)出退勤途上を含みます。 (注2)P.20の「用語のご説明」をご覧ください。

(注3)貴社から請け負った業務中の事故にかぎります。 (注4)貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。^(注5)

被保険者 = 事業者

補償対象者 = 役員・事業主ご本人、従業員、
下請負人およびその構成員、追加補償対象者

損保ジャパン

保
険
金

事業者
(被保険者)

(注5)災害補償規程などがないお客様の場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

▼ 次の保険金をお支払いします。

※詳しくはP.19をご覧ください。

①死亡補償保険金

業務中にケガなど^(注6)をされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、お支払いします。



②後遺障害補償保険金

業務中にケガなど^(注6)をされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。



③入院補償保険金

業務中にケガなど^(注6)をされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。



④手術補償保険金

業務中にケガなど^(注6)をされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。



⑤通院補償保険金

業務中にケガなど^(注6)をされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。



⑥臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。



※③～⑥の補償はご契約時に選択いただけます。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

使用者賠償責任補償特約

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も、補償します。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても補償します。

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

脳・心疾患等補償特約

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などや自殺についても補償します。

休業補償保険金支払特約

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、お支払いします。

入院一時金補償保険金支払特約^(注7)

業務中のケガなど^(注6)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

退院療養一時金補償保険金支払特約^(注7)

業務中のケガなど^(注6)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

◆詳しくはP.19、23をご覧ください。

(注6)業務外のケガも対象とすることができます。

(注7)1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。



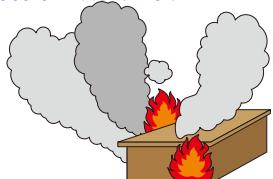
休業損失の補償

次のような事故によって、対象物件^(注1)に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

(注1) 対象物件の種類・場所(次ページ「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP.21,22をご覧ください。

① 対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

火災、落雷、破裂、爆発



事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

盗難



倉庫に泥棒が侵入し、什器が盗まれた。

風災・雹災・雪災



台風により倉庫が破損し、倉庫内の設備が吹き飛ばされた。

水災



大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

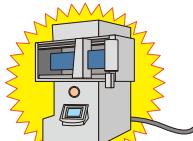
建物の外部からの物体の衝突、飛来など



倉庫に車が突っ込みこわされた。

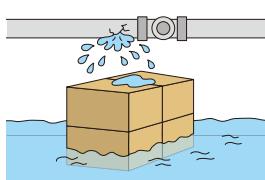
電気的事故・機械的事故

その他の不測かつ突発的な事故



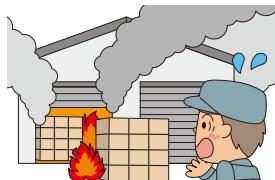
過電流で機械がこわれた。

給排水設備に生じた事故による水濡れなど



給水管が破損し、備品が水濡れした。

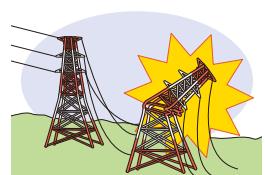
取引先(荷主)の事故



取引先である荷主の倉庫に火災が発生した。

② 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

電気・ガス・水道等の供給の中止



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

対象敷地内^(注2)に面する道路における異常事態



集配所出入口の前でタンクローリーが横転し、避難命令がなされたため営業休止を余儀なくされた。

(注2) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

対象物件

- ① 貴社所有のすべての設備・什器等
- ② 貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内^(注3)の貴社が占有する財物。ただし①の財物、商品・製品等および受託貨物を除きます。
- ④ 対象敷地内^(注3)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内^(注3)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 荷主が日本国内で占有する財物^(注4)

(注3)貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注4)⑥の財物については、対象事故によって損害が生じ、貨物運送が中止された結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などにかぎり保険金をお支払いします。

▼ 次の保険金をお支払いします。

■ 休業損失保険金



てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくはP.21をご覧ください。

■ 営業継続費用保険金



営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。



ご契約方法

この保険の対象となる物流業者

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が100億円以下
- 次の事業の売上高が全売上高の80%以上であること
「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「梱包業」
- 貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者であること
- 次の貨物が主要な貨物ではないこと
引越荷物、易損品、自動車、大型機械類(解体や据付けを行う場合)、生動物、現金、貴重品

※上記の条件のいずれかを満たさない事業者の方は、この保険にご契約いただけません。

別の商品をご案内しますので取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険の対象となる業務

貴社のすべての業務 (一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。)

貴社が行う事業活動全般が補償対象となりますので、貴社が行う運輸に関する事業以外の業務も対象業務に含まれます。

保険料割引制度について

フリート契約者割引 (賠償ユニットが対象)

貴社が10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者である場合で、「ビジネスマスター・プラス」物流業プランの保険期間の初日時点でフリート契約に優良割引20%以上が適用されている場合、優良割引率に応じて賠償ユニットの保険料に対して、割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申出と自動車保険証券などのご提示が必要となります。

安全性優良事業所割引 (賠償ユニット・休業ユニットが対象)

貴社が安全性優良事業所認定制度に基づく安全性優良事業所の認定を受けている場合で、認定を受けた事業所数の全事業所に対する割合が25%以上のとき、その割合に応じて賠償ユニットと休業ユニットの保険料に対して、割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申出と認定証などのご提示が必要となります。

多数割引 (傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約が対象)

貴社の年間売上高に応じて、傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約の保険料に対して、割引が適用される場合があります。

健康経営優良法人認定割引 (傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約が対象)

経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている場合、割引を適用します。

※割引の適用には、貴社のお申出と認定を受けていることの資料のご提示が必要となります。

ご契約の際にご提出いただく書類

□ 保険料算出基礎となる売上高をご申告いただくための書類

保険料算出の基礎となる売上高のご申告に関して、損保ジャパン所定の申告書と「ご申告いただいたいた数値が確認できる資料」をご提出いただきます。

□ 事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書

傷害ユニットを含むご契約プランの場合、ご提出いただきます。

ご契約の流れ

ステップ
1

ユニットの選択

3ユニットの中から2ユニット以上を組み合わせてご契約いただきます。
組合せパターンは下記の3パターンとなります。賠償ユニットは必ずご選択いただきます。

選択パターン1



賠償
ユニット + 傷害
ユニット + 休業
ユニット

選択パターン2



賠償
ユニット + 傷害
ユニット

選択パターン3



賠償
ユニット + 休業
ユニット

※各ユニットの補償内容の詳細については、P.15からP.22をご覧ください。

ステップ
2

保険金額・自己負担額(免責金額)の設定

①ユニットごとに保険金額をお選びください。

賠償ユニット 受託貨物危険	賠 償 責 任 等	●5,000万円 ●1億円 ●3億円 ●5億円 ●10億円
		●100万円 ●500万円 ●1,000万円 ●2,000万円 ●3,000万円 ●4,000万円 ●5,000万円
傷害ユニット		貴社の災害補償規程などの内容に応じて設定いただきます。 <small>(注)</small>
休業ユニット		●1,000万円 ●3,000万円 ●5,000万円 ●1億円 ●2億円 ●3億円 ●5億円

(注)災害補償規程などを定めていない場合は、貴社が災害補償を行いたいと考える金額で設定します。

②自己負担額(免責金額)をお選びください。

賠償ユニット 受託貨物危険	賠 償 責 任 等	●なし ●1万円 ●5万円 ●10万円
		●5万円 ●10万円

ステップ
3

貴社の年間売上高のご申告

保険料算出のため、貴社の直近会計年度の年間売上高をご申告いただきます。

ステップ
4

お見積り

ご契約

ご加入企業さまは“無料”でご利用いただけます！

こころとからだホットライン



「こころとからだホットライン」は、傷害ユニットにご加入される場合にかぎり、ご利用いただけます。企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

健康チェックサポート

人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

医療機関情報提供

緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。

専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関して相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス対面カウンセリング

全国約150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は平日9:00～22:00
土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

メンタルヘルス電話カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で応対します。

- 利用時間
平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。
- 回数制限なし



メンタルITサポート(Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務ご担当者さま向けサービス(平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

※1 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※2 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

ストレスチェックサポートサービス

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月に施行されました。

使用者賠償責任補償特約をセットされる場合にかぎり、無料でストレスチェックサポートサービスをご利用いただけます。

サービス概要

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業のご担当者(実施者を含みます。)がストレスチェックシステムを操作することによりご利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定 ^(注)
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」の使用
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール ^(注)
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	従業員への相談窓口の表示
	事業者への集団的分析結果の提供 ^(注)
サービス終了後	実施者へのストレスチェック結果の提供 ^(注) 労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

(注)企業のご担当者(実施者を含みます。)
のシステム操作が必要となります。

MEMO



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																													
<p>①損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)</p>		日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 保険金は、1回の事故等により発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額) ^(注1) を上回る場合に、保険期間を通じて賠償責任等の保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体の障害</td><td colspan="2" style="text-align: center;">保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度^(注2)</td></tr> <tr> <td>人格権侵害・宣伝障害</td><td colspan="2" style="text-align: center;">保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度^(注2)</td></tr> <tr> <td>財物の損壊</td><td colspan="2" style="text-align: center;">1事故1,000万円限度^(注2)</td></tr> <tr> <td>受託物</td><td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td><td>1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度^(注2)</td></tr> <tr> <td></td><td>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度^(注2)</td></tr> <tr> <td>受託不動産</td><td>損傷等</td><td>1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度^(注2)</td></tr> <tr> <td></td><td>損傷等の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度^(注2)</td></tr> <tr> <td>受託貨物</td><td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td><td>1事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度^{(注3)(注4)}</td></tr> <tr> <td></td><td>使用不能</td><td>1事故100万円限度^(注3)</td></tr> </tbody> </table>		損害の種類	お支払限度額	身体の障害	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度 ^(注2)		人格権侵害・宣伝障害	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度 ^(注2)		財物の損壊	1事故1,000万円限度 ^(注2)		受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度 ^(注2)		損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	1事故100万円限度 ^(注2)	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度 ^(注2)		損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度 ^(注2)	受託貨物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度 ^{(注3)(注4)}		使用不能	1事故100万円限度 ^(注3)
損害の種類	お支払限度額																													
身体の障害	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度 ^(注2)																													
人格権侵害・宣伝障害	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度 ^(注2)																													
財物の損壊	1事故1,000万円限度 ^(注2)																													
受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度 ^(注2)																												
	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	1事故100万円限度 ^(注2)																												
受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度 ^(注2)																												
	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度 ^(注2)																												
受託貨物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度 ^{(注3)(注4)}																												
	使用不能	1事故100万円限度 ^(注3)																												
<p>(注1) 賠償責任等自己負担額(免責金額)は、なし、1万円、5万円または10万円、受託貨物危険自己負担額(免責金額)は、5万円または10万円からお選びいただけます。 (注2) 1回の事故等により発生した損害の合計額が、賠償責任等自己負担額(免責金額)を上回る場合にお支払いします。 (注3) 1回の事故等により発生した損害の合計額が、受託貨物危険自己負担額(免責金額)を上回る場合にお支払いします。 (注4) 事故の原因が火災、落雷、破裂または爆発もしくは風災、雹災および雪災のときは、賠償ユニットの保険金額が限度となります。</p>																														
②損害防止費用 ^(注5)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																													
③権利保全費用 ^(注5)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																													
④争訟費用 ^(注5)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																													
⑤協力費用 ^(注5)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																													
⑥初期対応費用 ^{(注5)(注6)}	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。																													
⑦争訟対応費用 ^{(注5)(注6)}	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。																													
⑧見舞費用 ^(注5)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被患者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																													
⑨受託貨物事故付帯費用 ^(注5)	次の(ア)から(工)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。																													
(ア)廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。	左記(イ)から(工)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険の事故が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。																												
(イ)検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎります。																													
(ウ)継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です(ただし、燃料代および高速料金は含まれません。)。																													
(エ)緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。																													

(注5) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注6) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度。

用語の説明

用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託貨物危険については、次のものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・列挙危険による事故により受託貨物に発生した財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能 ・次のア. またはイ. により、損傷等の発生していない受託貨物の遅配に起因して発生した使用不能 <ul style="list-style-type: none"> ア. 列挙危険に該当する事故により輸送用具に損傷等が発生したこと イ. 貴社の占有する建物に、列挙危険の①から④までの事故により被害が発生したこと
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険、受託貨物危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物危険	受託貨物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物	受託物のうち、貴社が輸送(輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託約款などが適用される財物をいいます。
列挙危険	<p>次の①から⑨に掲げるいずれかの事由が発生したことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災、雹災または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧盜難(侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎります。) ⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州
遅配	<p>貴社が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状などに記載された受託貨物を貨物受取日の翌日から起算して次に掲げる①から④までを合算した日数を経過するまでに荷受人などに対して引き渡しができなかったことまたは不在通知票による通知ができなかったことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集荷を行う場合は、集荷期間として1日 ②発送期間として1日 ③輸送期間として運送距離170kmごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。 ④配達を行う場合は、配達期間として1日
人格権侵害	<p>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	<p>商品・製品・サービスの宣伝に関する次の①から③に掲げるいずれかの行為に起因する障害をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用



保険金をお支払いできない主な場合

〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉

身体の障害・財物の損壊に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意 ●地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。) ●約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
(オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。)
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊 ●日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) ●石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。)

など

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊 ●石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊

【ご注意】ただし、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを效能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより效能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

受託物および受託貨物に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣・有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊
- 家畜、生動物、生魚、その他これらに類する受託物および受託貨物に発生した財物の損壊

など

受託貨物に関する固有の事由

- 保険金を受け取るべき者の故意 ●荷造りの不完全 ●貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反
- 輸送用具または輸送方法の不適 ●公権力による処分
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊
- 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外來の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。
- 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、搔き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外來の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。

など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

（人格権侵害・宣伝障害に関する事由）

- 被保険者の犯罪行為 ●採用・雇用または解雇に関する行為 ●広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害 ●契約違反 ●宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り

など

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.23をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

補償対象者^(注1)が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。)下表「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対し、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

(注1)貴社の従業員(臨時雇を含みます。)、貴社の下請負人およびその構成員となります。ご希望により、貴社の役員・個人事業主および追加補償対象者を補償対象者に含めることができます。

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 【ご注意】 後遺障害補償保険金支払割合変更特約(第1級~第7級限定型)をセットした場合には、第1級から第7級の後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%を限度にお支払いします。ただし、第1級から第7級に該当しない場合でも1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、 <small>レジン</small> 、鞄帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 ^(注4)	次のア. またはイ. の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア. 以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、10万円を限度にお支払いします ^(注6) 。
⑦入院一時金補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア. およびイ. に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑧退院療養一時金補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア. およびイ. に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注2) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注3) 業務外のケガも対象とすることができます。ただし、貴社の下請負人およびその構成員、追加補償対象者については、業務外のケガを対象とすることはできません。

(注4) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注5) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなれた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注6) 貴社の下請負人およびその構成員、追加補償対象者については、補償の対象外です。

(注7) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

用語のご説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、貴社から請け負った業務に従事している間にかぎります。また、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注8) または解離性大静脈瘤などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
下請負人	貴社から営業収益(売上)を得ている貨物自動車運送事業者をいい、(一般または特定)貨物自動車運送事業の許可を得ている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行った事業者にかぎります。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病・傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号 F00からF99に規定されたものをいいます。
追加補償対象者	次のいずれの者およびその構成員をいいます。 ①建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約 ^(注9) における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 ②貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人 ^(注10) および業務委託契約における受託人 ^(注11) をいいます。 ③もっぱら被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設 ^(注12) 内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約 ^(注13) に基づき、被保険者の業務に従事するもの
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

(注8)心臓死を含みます。

(注9)被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約にかぎります。

(注10)数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注11)数次の業務委託による場合の受託人を含みます。

(注12)事務所、営業所、工場等をいいます。

(注13)請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど
(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登はん(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど

など

保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失
(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。 なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを制定されていない場合には…	①災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。

なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.23をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
① 休業損失保険金	<p>日本国内で発生した下表【補償内容】I. の「○・○」印がある偶然な事故によって対象物件に損害が発生した結果、または次ページ【補償内容】II. の事由が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。)</p> <p>てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用^(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします^(注2)。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額が限度となります。</p> <p>(注1)標準売上高^(注3)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内^(注4)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。</p> <p>(注2)保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p> <p>(注3)事故発生直前12か月のうちてん補期間に応当する期間の売上高をいいます。</p> <p>(注4)保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。</p>
② 営業継続費用保険金	<p>日本国内で発生した下表【補償内容】I. の「○・○」印がある偶然な事故によって対象物件に損害が発生した結果、または次ページ【補償内容】II. の事由が発生した結果、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします^(注5)。</p> <p>(注5)保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p>

補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

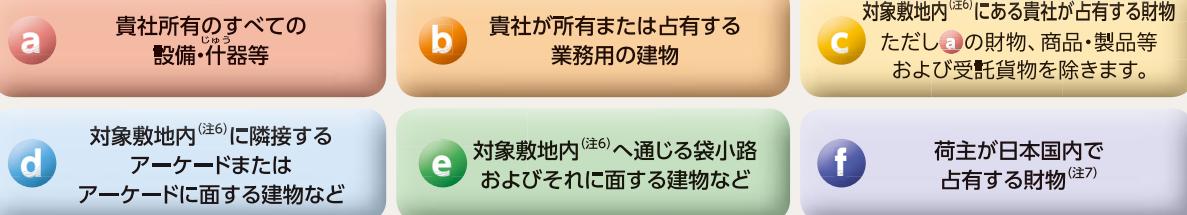
◎:事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。

○:事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

✗:お支払いできません。

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等(下記【対象物件】a)				建物、アーケードなど 下記【対象物件】 b～fに掲げる財物	
		建物内	建物外				
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外(野積みなど)			
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎	◎	◎	
②	風災・雹災・雪災	○	○	○	○	○	
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎	◎	
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎	◎	
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎	◎	
⑥	盗難	◎	◎	×	◎	◎	
⑦	水災	○	○	×	○	○	
⑧	電気的事故・機械的事故	○	○	×	○	○	
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○	○	

対象物件



(注6) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注7) f の財物については、対象事故によって損害が生じ、貨物運送^(注8)が中止された結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などにかぎり保険金をお支払いします。

(注8) 契約書、見積書、運送状、伝票および帳簿等により運送を請け負うことが確定していたと客観的に確認できるものにかぎります。

ご注意 対象物件にならない物

- 自動車
- 原動機付自転車
- 船舶
- 航空機
- 動物・植物
- 貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物
- など

II. 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中止
④	不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中止

※事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその他の代理人の故意、重大な過失、法令違反
 - 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質など ● 復旧・営業の継続に対する妨害
 - 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ● 荷主の倒産
 - 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
 - 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害
- など

〈対象物件に生じた次の損害〉

- 次のア.からウ.の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害
ア.ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等
イ.建築中の屋外設備・装置
ウ.桟橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置

など

〈設備・什器等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由〉

- 対象物件の欠陥、自然の摩減、消耗、劣化、ボイラースケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害 ● 管球類のみに生じた損害 ● すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害 ● 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨が規定額以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア.およびイ.の損害
ア.弦のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
イ.音色または音質の変化

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害

など

〈土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害〉

- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害

など

〈次の事由により生じた対象敷地内などの漏水、放水、溢水〉

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ● 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ● 修理、清掃などの作業における作業上の過失・技術の拙劣

など

〈次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・物流管理システムの中止〉

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中止
- 労働争議 ● 命令行為 ● 水源の汚染、渇水または水不足

など

〈上記以外の事由〉

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などの異常事態など

オプション特約の概要

ユニットごとのオプション特約の概要は次のとおりです。

	特約の名称	特約の内容
賠償ユニット	受託貨物危険オールリスク補償特約 	列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって生じた受託貨物の財物の損壊に起因する損害に対して保険金をお支払いします。 ※この特約をセットいただいた場合でも補償対象とならない事故や貨物の種類によりましては保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。P.4のオプションの補償をご覧ください。
	第三者医療費用補償特約 	日本国内で発生した次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です ^(注1) 。(被害者1名について50万円、保険期間を通じて1,000万円限度) ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故
	建具等修理費用補償特約 	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
	使用者賠償責任補償特約 	補償対象者 ^(注2) が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ア. 政府労災により給付される金額 イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ. 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 ※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎります。
傷害ユニット	使用者賠償責任補償特約 	上記賠償ユニットの使用者賠償責任補償特約をご覧ください。
	脳・心疾患等補償特約 	政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。 ※補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償の対象となります。 ※P.19の⑥臨時費用保険金は補償の対象外です。
	雇用慣行賠償責任補償特約 	「雇用上の差別」、「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」または「不当解雇」に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。(1請求につき自己負担額10万円、保険期間を通じて特約の保険金額限度)
	天災危険補償特約 	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)
	保険金支払に関する特約 	保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。

※その他、入院日数を延長したり、後遺障害補償保険の支払割合を所定の割合に修正するオプション特約などもご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注1)損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となります。P.15「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。
(注2)貴社の役員・個人事業主を除きます。

MEMO

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること^(注1)
- 災害補償規程などの変更^(注2)

(2) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注1) 保険契約申込書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

(注2) 傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起きた場合のお手続き

事故が起きた場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

※事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

③ 保険金のお支払いについて

前記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV

その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

(1)この保険の保険期間は1年間です。

(2)保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

③ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマシンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン問い合わせ

検索

0120-888-089

おかげ間違いでご注意ください。



【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」



0570-022808 <通話料有料>

おかげ間違いでご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先